

最高裁秘書第2477号

令和2年10月19日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情） 諒問第15号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年10月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

令和元年度（最情）諒問第15号

2 理由

令和元年6月14日付け理由説明書記載のとおり、本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報又は公にすると修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は行政機関情報公開法第5条第1号又は第6号に定める不開示情報に相当することから、本件不開示部分を開示しないこととしたものである。しかしながら、本件不開示部分に記載された情報について改めて検討した結果、別表記載の部分については、第1章の記録編や具体的な事案の検討等とは離れた、事実認定の教材で通常用いられる用語や概念等の一般的・概括的な解説及び図にとどまるところから、当該部分はこれを公にしても個人の権利利益を害するおそれや修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは小さく、同法第5条第1号又は第6号に定める不開示情報には相当しないものとして、これを開示することが相当であると考えるに至った。

なお、その余の部分については、上記理由説明書記載のとおり、同法第5条第1号又は第6号に定める不開示情報に相当すると思料する。

(別表)

第1章本編

1ページ	はじめに 本文（参照箇所を示す部分を除く。）
2ページ	①ステップ1 標題
	②ステップ1 Q1問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	③ステップ1 本文及び図
	④ステップ2 標題
	⑤ステップ2 Q3問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	⑥ステップ2 本文
3ページ	①ステップ2 Q4問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	②ステップ2 Q5問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	③ステップ2 本文及び図
4ページ	ステップ2 本文及び図（参照箇所を示す部分を除く。）
5ページ	①ステップ2 Q6問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	②ステップ2 本文及び図
6ページ	①ステップ2 本文及び図
	②ステップ2 Q7問題（参照箇所を示す部分を除く。）
7ページ	ステップ2 本文
11ページ	ステップ5 図

第2章

目次	①第2の1 標題
	②第2の1 (1) 標題
	③第2の1 (2) 標題
	④第2の3 標題
	⑤第3の1 標題

	⑥第3の2 標題
1ページ	第1の2 本文2行目中28文字目から35文字目まで
2ページ	①第1の2 本文1行目から9行目まで
	②第1の2 図1
5ページ	①第2の1 標題
	②第2の1 (1) 標題
	③第2の1 (1) 本文1行目から17行目中32文字目まで
	④第2の1 (1) 図2
	⑤第2の1 (2) 標題
	⑥第2の1 (2) 本文1行目から3行目まで
6ページ	①第2の1 (2) 本文1行目及び2行目
	②第2の1 (2) 図3及び図4
7ページ	第2の2 図5
9ページ	①第2の3 標題
	②第2の3 本文3行目から9行目まで、13行目及び14行目
	③第2の3 図6
10ページ	①第2の3 図7及び図8
	②第2の3 本文10行目及び11行目
11ページ	①第3の1 標題
	②第3の1 本文1行目から5行目まで
12ページ	①第3の1 図9
	②第3の1 本文1行目から4行目まで及び5行目中29文字目から9行目まで

13ページ	①第3の2 標題
	②第3の2 本文1行目から13行目まで
	③第3の2 図10
16ページ	第4の1 (1) 図11及び図12
25ページ	第5の2 (2) 図13